

東海道シンポジウム神奈川宿大会記念刊行

武藏国橘樹郡神奈川宿青木町枝郷三ツ沢山田家文書

編集・発行 横浜市神奈川図書館

神奈川 ☎434-4339

横浜市立図書館



2032480546



はじめに

横浜市神奈川図書館は、平成十五年度に、神奈川区三ツ沢上町にお住まいの■氏から、江戸期から明治期にかけての古文書、明治期の地券を始めとする貴重な地域史料のご惠贈をいただきました。

図書館では、史料の分類、整理を行うとともに、神奈川県立公文書館の小松郁夫氏のご協力を得て、古文書の解説作業を進めてまいりましたが、今回、古文書二十三点の解説文と地券の一覧を史料集の形で上梓することとなりました。

三ツ沢は、江戸期には武州橘樹郡神奈川宿青木町枝郷三ツ沢と呼称され、「間宮五兵衛、藤巻孫右衛門、高野八左衛門、吉川弥左衛門、山田市右衛門等が五人衆と呼ばれ自治の代表をつとめていた」（「創立五十周年記念誌」横浜市立三ツ沢小学校発行）といわれています。本書に収録されている史料は、■氏のご実家である高野家の歴代当主（八左衛門）が所蔵するものであったと推測されます。いずれも当時の三ツ沢の様子をつぶさにうかがい知ることができる貴重な一次史料ばかりです。

本書が地域研究の基礎資料として、多くの方々に活用されることを願つてやみません。

平成十六年七月一日



目次

はじめに
凡例
本編

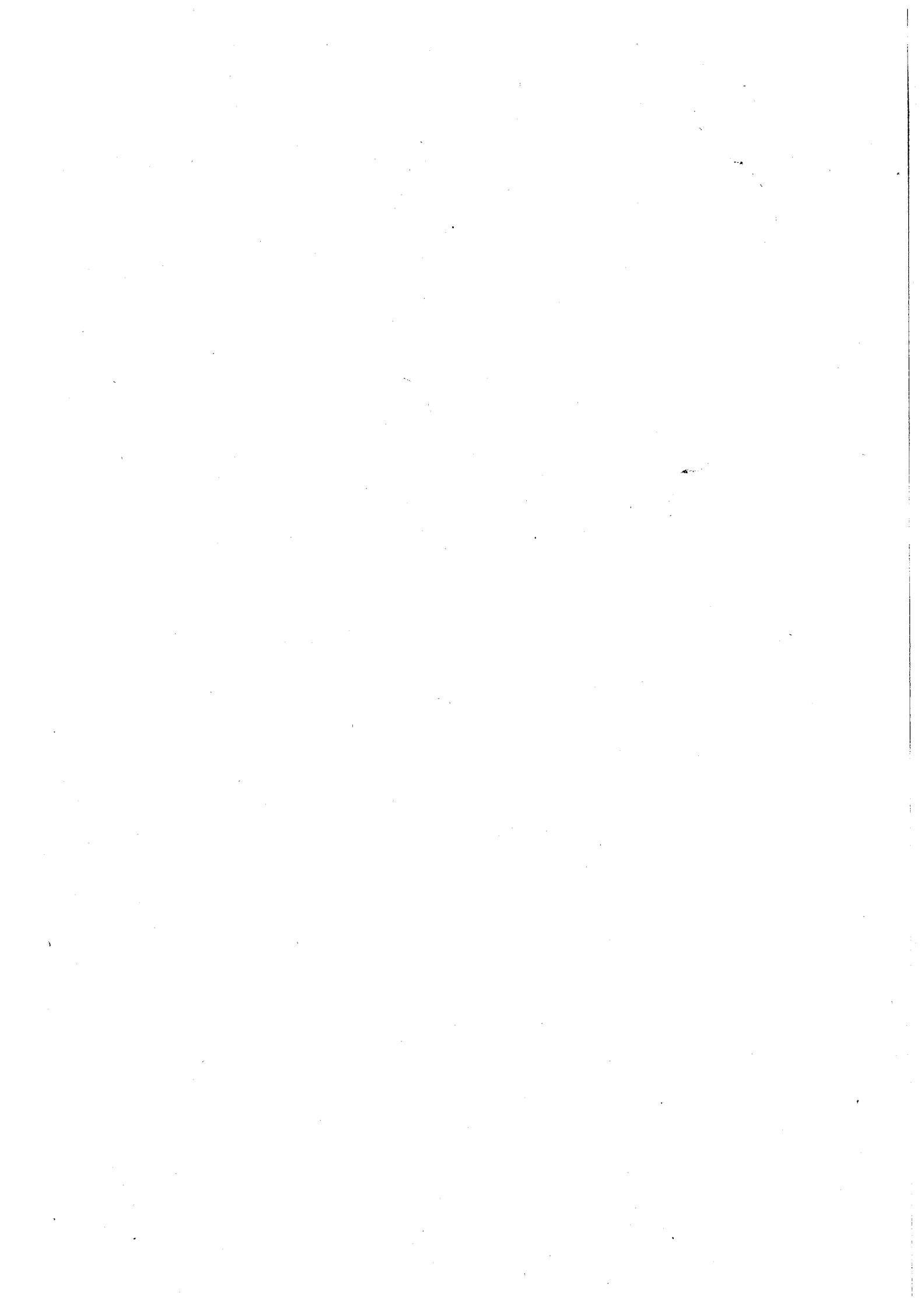
| | | |
|-------------------|--|----|
| 一 | 相渡シ申畠之事（享保五年九月十七日） | 01 |
| 二 | 質物二相渡シ申畠之事（元文四年三月） | 02 |
| 三 | 遺跡証文之事（宝暦十年九月） | 03 |
| 四 | 資料名不明（宝暦十二年四月） | 03 |
| 五 | 為取替私証文之事（安永三年八月十五日） | 04 |
| 六 | 資料名不明（安永六年七月） | 04 |
| 七 | 【内容】娘えつ婚姻解消の証文 | 05 |
| 八 | 【内容】小高い土地へ分地し家数増加は田畠のためにならず、組頭・治郎右衛門の訴え取り下げ願い 書付を以御願申上候（文化七年六月） | 06 |
| 九 | 【内容】組頭役の後任者決定に付き願書 資料名不明（文化七年十一月） | 07 |
| 預り申一札之事（文化七年十一月） | 08 | |
| 【内容】組頭役順番勤務の取り決め | 09 | |
| 【内容】組頭役出入証文四通預かり書 | 10 | |

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| 一〇 | 資料名不明（文化十一年十月二十八日） | 08 |
| 一一 | 乍恐以書付奉願上候（文政元年五月） | 09 |
| 一二 | 【内容】組頭役をめぐる争論 | 10 |
| 一三 | 【内容】組頭五郎兵衛帰住願い | 10 |
| 一四 | 差上申済口証文之事（文政元年十月） | 11 |
| 一五 | 【内容】人馬賃錢等滞り出入りに付き | 11 |
| 一六 | 借用申金子証文之事（弘化二年八月） | 11 |
| 一七 | 乍恐以書付奉願上候（嘉永元年四月） | 12 |
| 一八 | 【内容】口論の上疵付け、吟味取り下げ一件 | 12 |
| 一九 | （乍恐以書付奉願上候）（嘉永元年五月） | 13 |
| 二〇 | 【内容】口論の上疵付け、吟味取り下げ一件 | 14 |
| 二一 | 金子借用証書（明治十一年一月七日） | 14 |
| 二二 | 上金請取証（明治十三年五月十七日） | 15 |
| 二三 | 一札之事（寅五月十四日） | 15 |
| 二四 | 【内容】不義密通のお詫び状 | 16 |
| 二五 | 資料名不明（年代不明） | 18 |
| 二六 | 【内容】神奈川宿の船宿副業として、宿の利益になるたで草商売の許可願い | 18 |
| 二七 | 資料名不明（年代不明） | 19 |
| 二八 | 【内容】神奈川宿入用の支出書上げ | 20 |
| 二九 | 差上申済口証文之事（年代不明） | 21 |
| 三〇 | 【内容】青木町と神大寺村境争論 | 22 |

卷末資料
地券目録

一一三 資料名不明（年代不明）

【内容】婿養子の取り決めをめぐる紛争



凡例

一、本書には、██████████ 氏（横浜市神奈川区三ツ沢上町）より寄贈を受けた古文書二十三点と地券十二点を収録した。

一、本編には、江戸期から明治期にかけての古文書二十三点の解説文を収録した。文書の配列は年代順としたが、年代不明の文書については順序不同とした。

一、巻末には、明治期の地券十二点について、所在、所有者、地目、段別、地価、地租、発行者・発行日、裏書人の項目ごとに分類整理した一覧表を収録した。配列は地券の発行年月日順とした。

一、表記に際しては、以下の点に留意した。

・漢字は常用漢字を使用した。旧字体、異体字は新字体に改めた。

（例）遺跡證文之事 → 遺跡証文之事

・助詞の「江、而、与、者、茂」、接続詞の「并」などについては、本文より字のポイントを下げ、右寄せで表記した。

（例）右者年々御年貢諸賄指詰候二付、

・合字は、もとの仮名で表記した。

・文書の日付に使用される干支については、本文より字のポイントを落とし右寄せで表記した。

（例）元文四年未三月

・読みやすくするため、適宜、読点や並列点を付加した。

・平出、欠字については、原文を尊重して、それぞれ改行、一字あけとした。

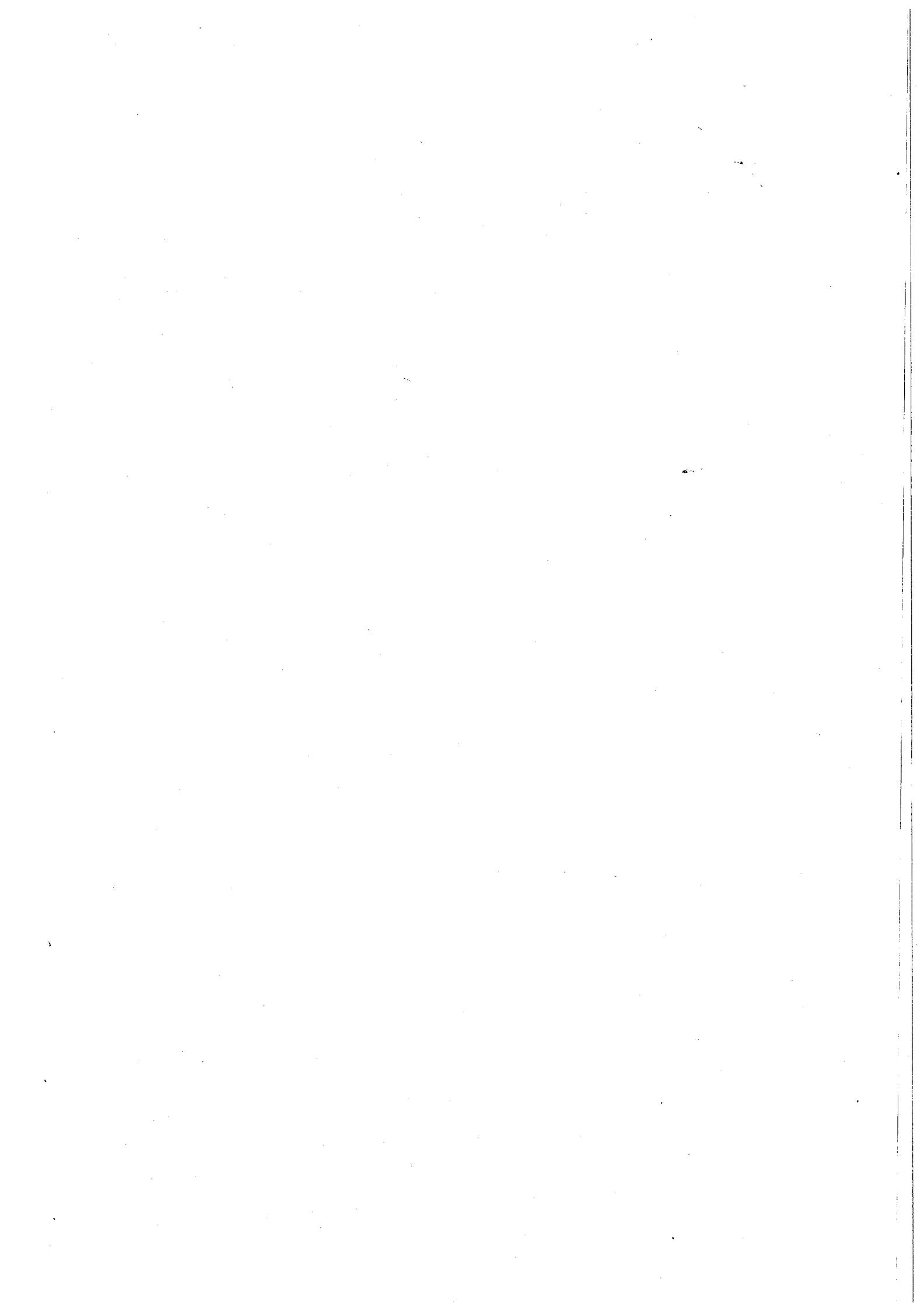
（例）何卒以 御慈悲、御吟味是迄ニ而

・判読不能な部分は、字数分を□で補つた。

（例）若金子返進□不成候ハ、

・後筆については、本文より字のポイントを落とし、丸かつこで全体を括つた。

（例）一、下畠三畝六歩 （明治元辰十一月元町浅次郎江質地ニ渡）



資料番号一 「相渡シ申畠之事」 享保五年九月十七日（1720年）

親類
五人組

六郎兵衛印

弥左衛門印

八兵衛印

次左衛門印

三左衛門印

名主 同 同 同

一、下畠六畠武歩 飯田谷也
一、下畠三畠六歩 (明治元辰十一月元町浅次郎方江) 同所
質地二相渡

一、下畠四畠拾八歩 浅次郎方江質地二渡

同所

一、下畠烟壺反式畠拾八歩 今泉
一、下畠烟六畠七歩 同所

三沢

八左衛門殿

右者年々御年貢諸賄二指詰り候ニ付、親類組中以相談ヲ
右之畠相渡シ新金拾五両慥ニ預リ申所実正也、年季之義ハ當

子ノ九月より辰ノ極月迄五年季ニ相定申候、御公儀様御年貢

御役諸賄其方ニ而御勤可被成候、年季明ケ金子返進仕候ハヽ、畠無相
違御返シ可被成候、若金子返進相不成候ハヽ、以此証文貴殿名田地
ニ被成候共、又何方へ何程ニ御渡し被成候共、少茂違乱申間敷候、
此畠ニ付親類者不及申横合より構申者無御座候、若六ヶ敷儀申者
御座候ハヽ我等加判之者共罷出急度埒明ケ可申候、為後日証文仍而
如件

享保五年
子ノ九月十七日

三沢畠主
庄右衛門印

右之通り承届ケ相違無之ニ付奥判致候、以上

質物二相渡シ申烟之事

今泉

名主 源太左衛門

右者青木町高之内、御水帳之面三沢九右衛門名所ニ而所持致候烟、先年我等方江譲リ地ニ請取所持致來候處ニ、近年不勝手ニ罷成候ニ付、此度親類五人組相談を以、貴殿方へ當未ノ三月より申ノ三月迄老年季ニ金子八両之質物ニ相定、金子不殘慥ニ

請取烟相渡シ申所実正也、然上者御年貢諸役入目等迄其方ニ而

御勤右之烟所持可有候、年季明ケ金子相済シ申候ハヽ、烟無相違

御返シ可給候、定之節金子相済不申候ハヽ、流地ニ致候間、譲地ニ被成候共、又者質物ニ御入候共此方より構申分一切無御座候、自然御縛入候ハヽ、其方名所ニ御附可有候、此烟ニ付諸親類者不及申ニ、横合より少も構申者無御座候、万ニ六ヶ敷義出来致候共、我等井二

加判之者罷出急度坪明ケ、貴殿へ御苦勞懸ケ申間敷候、右之

通り相談之上相極メ申上ハヽ、少茂相違無之候、尤、外江書入等ニも不仕候、為後日質物証文仍而如件

元文四年未三月

三沢質物主
同親類
五人組

忠兵衛
九右衛門印
八右衛門印
四郎兵衛印
長兵衛印

三沢
次郎右衛門殿

遺跡証文之事

一、拙者卒喜八と申もの此度親類五人組相談之上

貴殿方江遺跡ニ遺シ申候、為持參中烟壱反四畝五步
下田壱反式拾四歩金子五両相渡申候、然上者御所持
被成候田地内二九郎右衛門分下烟合壱反拾式步^者次男勝五郎
分二相除キ、残而田地家財迄御譲被成候間、大節ニ致親孝
行為仕可申候、万一不縁之儀御座候ハヽ、右之持參金
無相違御返シ可被下候、勿論此喜八義ニ付何方より茂相障り
申者一切無御座候、為後日遺跡証文仍而如件

宝曆十年辰九月日

三沢親
伝兵衛印

親類

五人組

八右衛門印

三十郎印

同

三右衛門印

同

由右衛門印

同

仁兵衛印

組頭

孫右衛門印

宝曆十二年午四月

三沢檀林

伴頭

大途判

列座

豊顕貴寺
与四右衛門との
市郎兵衛との
八左衛門との
孫右衛門との

一、今般、学徒相談之上にて、檀林為後々之繁榮之
隠居山之内、作場道通より西通り旦林地ニ入置度段
相整候処、寺旦一同談合承知之上、永々寄附
有之候条、檀林一同大慶ニ候、右隠居山之儀ハ
先規檀林地寄附之砌り薪木面等詰置有之候処、
此度被任所望ニ寄附之段、為後來寺旦之願書と
大途江納置申候、猶又、後來寺向修復自力難叶
節者、檀林より茂合力有之候様ニと願書之趣
学徒一同承知ニ付、壱ヶ年ニ金壱両ソヽの積ヲ以
修復之砌り永々合力可申候、為後証之仍而如件

為取替私証文之事

一、拙者方よりゑつ与申女、三沢武兵衛殿嫁ニさせ度
伊兵衛殿・甚介殿両人御世話ニ遣し申候得とも
遺跡喜八殿被相はて子供幼少ニ御座候得者
後家ニ而相立候而ハ身上之不勝手ニ相成候間、後家
ゑつ・娘しの兩人之義ハ親類五人組立合相談之
上、為株分金五両相添らせ候様、我等方引取
申所実正也、尤、武兵衛殿跡式相続之義ハ
惣領りさ遺跡御立被成、寅吉義もりさ
同様被成、貴殿方ニ而兩人之者隨分養育
被成、寅吉義ハ親類相談之上宜敷様ニ御片付
可被成、且若りさ相続も成兼候義も
有之候ハ、寅吉を武兵衛之改名仕跡式
相渡被成候、右之ゑつ身うへ二付横合より
六ヶ敷義申者御座候ハ、我等何方迄も
罷出、貴殿へ少シも御苦勞かけ申
間敷候、為後日仍一札如件

安永三年
午八月十五日
親元 親類
仲人 甚介印
親分 伊兵衛印

三沢
八左衛門殿

(前 欠)

何之沙汰も無之、当春ニ至、右躰之儀取計候哉
且武左衛門儀者市郎兵衛方ニ同居致候本百姓之
名前書入候段、難得其意旨申之候所、治郎右衛門相
答候者無沙汰二書入候段者我等譲口計申候得共、右三
人之名前抜不申候間、名主源太左衛門方江右之訛相
願候所、組頭治郎右衛門方江百姓共申立之趣、逸々申
聞相糺候所、名前書出し候儀者惣百姓一同相談之上
ニ而書入候儀ニ御座候由偽成計名主方江相答、名主
方江言ヲ巧申候得者、中々百姓共之申儀者一向取合不
申候、依之右之始末當四月中出訴可仕与奉存、江
戸表迄出府仕候所、其節名主源太左衛門儀茂御當
地江罷出居候ニ付、同人方へ右之由を申添状相願候
所、名主申候者此儀御役所江申上御吟味請候而者不
相成儀ニ候間、何れニ茂我等取計相片付可申候間
何分立帰り候様申之候間、任其旨、私共儀茂帰村仕、名主
取計吳候哉与相待候得共、左茂無之候間、再応相片
付吳候様相願候得共、有無之挨拶も無之、難儀
之餘り無是悲今般御訴訟奉申上候、右申上候通り
小高土地ニ段々分地等致し家数相増候而者相互ニ
百姓相続茂難成丈而已ならず隠居屋鋪之

四壁竹木茂年々生長隨ひ、外百姓之田畠江
木影相成、自然与作物実生り悪敷、御年貢

御上納之障りニモ罷成、勿論村方取ゞり儀定茂
相破レ自外百姓之我勝ニ我儘致候様成行可申

哉与此段甚歎敷奉存候間、何卒組頭治郎右衛門被

召出、弥兵衛・善右衛門・武左衛門本百姓並二五人組帳へ

名前書載不申、以來我専致不申候様被仰付

被下置候様奉願上候、猶委細之儀者御尋之上口上

二而奉申上候、以上

東海道神奈川宿青木町

枝郷三ツ沢組

百姓代

訴訟人

安右衛門

同所

孫左衛門

安永六年七月

伊奈半左衛門様
御役所

書付を以御願申上候

一、村内組頭役之儀、五郎兵衛殿御両人相頼候処

是迄御勤被下候処、去四月朔日、五郎兵衛殿御死去

被成候ニ付、跡役の方御頼可申存居り候処、當

時五兵衛殿老人ニ為相勤候ニ付、不依何事小前

百姓方押付之取計ひ殊ニ村仕来り等相破り甚

難渋仕候、然上者五兵衛殿儀休役被致以來

仕来り通り御座候間、乍御苦勞各方両人宛ニ而

隔年ニ御勤被下候様御願申候躰五兵衛殿儀ハ

拾人之外ニ御座候得者、何分ニ茂各方万端御

引請村内相治り候様御取計ひ可被下候、左候上者

小前百姓共申分無御座候、依之連印一札

入置申処仍而如件

文化七年六月

小前百姓

佐佐五郎平兵左衛門次衛門善利重彦市兵兵兵兵兵

右衛門郎門衛衛衛衛衛衛門衛

資料番号八 「(資料名不明)」 文化七年十一月(1810年)

(前欠)

拾壱人二而順番組頭相勤可申旨相極メ候得共、
壱人相増候儀者忽小前江掛合茂無之取極メ候

二付、及再論二候得共、今般熟談之上、右拾壱人
二而取極候儀者相止メ、右百姓拾人之内より組頭
役惣百姓より添組頭壱人年々相見立差加ヘ

相勤候筈、勿論役儀相勤候者休役又者退

役仕候ハヽ、外小前同様二相心得万事取計ひ候筈
其外之義者先済口証文之通り二而無申分和談

内済仕、偏ニ御威光与難有仕合ニ奉存候、然上
者右一件ニ付、重而双方より御願ケ間敷儀決而
申上間敷候、為後証一同連印済口証文差上

申処如件

同村

九次七市九八八郎郎郎右右左右衛衛衛門門殿殿殿

武權武長七安長長四伝孫三仁佐次七善弥庄次平勘久喜次仁三
左左左郎兵兵兵十右右郎右兵左右左三左兵三兵兵衛
衛衛衛衛衛衛衛衛衛門門門門門門門郎郎郎衛衛衛門

文化七年十一月

訴訟人

同所

同同百姓組頭同同百姓

由八八吉安吉小
右左右右兵兵
衛衛衛衛
門門門六門衛衛

印印印印印印印

武州橘樹郡神奈川
青木町字三沢

小前百姓廿八人物代

預り申一札之事

一、組頭出入済口証文 壱通

一、同再出入済口証文 壱通

一、惣百姓より頼候証文 壱通

一、右百姓捨人之義定証文 壱通

右四通証文、我等方へ慥ニ預り置、來ル二月十五日
捨人立会之上、何れ成とも相渡シ可申候、以上

文化七年十一月

預り主
八左衛門
證人
吉 六

七郎左衛門殿

前書之通り致内済済口証文奉差上候ニ付
写を以爲取替置申候、以上

大貫次右衛門様
御役所

百姓
吉六殿
右
組頭
安吉小兵
右衛門衛
兵衛門

百姓
差添人
同 同 披人
重庄弥彦市
右平兵兵
兵衛門次衛衛
吉 六
右衛門六
三九七郎
次郎左右衛門
九郎右衛門
市郎衛門門門衛
市郎衛門門門衛

相手
引合人
訴答外小前百姓
拾四人物代
組頭
百姓
右拾人物代
同 同 同 同 同 同 同 同

(印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

資料番号十 「(資料名不明)」 文化十一年十月二十八日 (1814年)

(前 欠)

入札を以、惣百姓之内二而兩人宛相見立
式ヶ年宛相勤候筈、尤入札致方之義者

入札以前惣連印いたし置、何れ之者江
落札いたし候共違乱致間敷旨取極メ

候上二而開札いたし、落札之者組頭役
相勤候筈、其外之儀者先前済口証文之
通相心得候筈、且訴訟人五兵衛より村入用
多分相懸り難義之趣申立候得とも

右者夫々筋合相分り、聊無申分
双方至極納得熟談内済仕、偏二

御威光与難有仕合二奉存候、然上ハ

右一件二付、此上双方より御願ケ間敷
義申上間敷候、依之為後証、訴答并

鄉中惣連印を以済口証文差上申所如件

当御代官所

武州橘樹郡神奈川宿

青木町枝郷三ツ沢

文化十一戌年十月廿八日

百姓

訴訟人
同所組頭
拾人惣代

五 兵 衛 (印)

相手方
九郎右衛門 (印)

百姓
五郎兵衛 (印)

百姓
安右衛門 (印)

百姓
佐右衛門 (印)

百姓
吉兵衛 (印)

百姓
年寄

百姓
大貫次右衛門様
御役所

百姓
三ツ沢

百姓
組頭

百姓
佐右衛門 (印)

百姓
吉兵衛 (印)

百姓
市兵衛 (印)

資料番号十一 「乍恐以書付奉願上候」 文政元年五月（1818年）

（前 欠）

右之五郎兵衛帰住之儀ニ付、欠込御訴訟申上候
一件前々之通り熟談致候間、其旨御承知
置可被下候、以上、

三沢

重兵衛印

与頭

吉兵衛印

同

八左衛門印

宿役人中

前書之通り相違無御座候、以上、

右村

重兵衛印

吉兵衛殿

乍恐以書付奉願上候

武州橘樹郡神奈川青木町枝郷三沢村役人惣代

組頭吉兵衛・五郎兵衛・同人伴次郎八一同奉申上候、右五郎兵衛

儀帰住御願之義ニ付、村内掛合方行届不申候ニ付
村役人共御呼出之上、五郎兵衛身分素直ニ御願立
仕候様被仰付度旨奉願上候処、早速村役人共

御呼出被仰付當時御糺シ申御座候処、今般掛合
之上、五郎兵衛方より村役人方江別札差入双方示
談相整候間、何卒以御慈悲、御吟味是迄ニ而
御下ヶ被成下候様一同連印を以奉願上候、幾重
ニも右之通り御聞済奉願上候、以上、

文政元年五月十五日

橘樹郡神奈川
青木町枝郷三沢

組頭

吉兵衛

百姓

次郎八

五郎兵衛

大貫次右衛門様
御役所

前書之通り取替申候、以上、

寅五月

右村

組頭

吉兵衛印

百姓

次郎八印

同人父

五郎兵衛

右本書者同役吉兵衛方ニ有之候

差上申済口証文之事

橋樹郡神奈川青木町百姓小兵衛 同所枝郷三ツ沢

百姓治郎八煩二付、代父五郎兵衛より同所名主源太左衛門・

問屋清九郎兩人江相掛り不正出入申立、当七月中

御訴訟奉申上、同八月七日御差日之御差紙

頂戴相附候、則相手方より茂返答書差上御吟

味可相成処、百姓代清兵衛・孫兵衛・重兵衛立入

御吟味御日延奉願上、追々掛合之上熟談内済

仕候趣意左二奉申上候

右出入立人より双方篤_与及掛合候所、訴訟方二_而者

重二人馬賃錢割増刃錢割渡方相滯候趣

申之、相手方二_而者軒役高役金夫々可請取分

相滯候故、宿賄金取替多依之割増刃錢割渡

方差支候趣申之候二付、双方諸帳面突合明細二

勘定仕可相渡、勘定合_者夫々相渡可請取分者

足、又夫々請取之勘定合之儀何二_而も申分聊

無御座候、然ル処、右様勘定合等閑二相成候者

一躰取極不行届故之儀二付、此度碇_与取究

宿賄之儀_者宝曆年中御書下シ之趣相守

町々老人宛組頭相立、諸向差支無之様取計

且又、用元老人相立高役金軒役金取立方之

儀_者宿役人組頭立会之上、取立之其時之用元江
相渡御伝馬金諸役料并二宿入用等問屋より
切手ニ致、右用元より出金為致候筈、且地方

御年貢取立之儀_者以來御割附拝見之上、高持

百姓代立会勘定可致、將又御貸附御扶助金之儀

青木町江割合之節、是又組頭百姓代立会之上

割合可致、向後人馬賃錢割増被仰付有之候ハ、

刃錢取立役相究メ五日限取調、用元江相渡置

是又組頭百姓代立会年限ニ割合可致究、都而

諸臨時入用有之候節_者、組頭百姓代立会其當

座取調可申、勿論小前方二_而茂可差出銀二_而茂

差不滯様可致候、畢竟、是迄諸向等等閑ニ

相成候儀_者、役所之者不行届義ニ有之、訴訟方

二_而も不正等ニ申立候義_者心得違ニ付役所江

及挨拶ニ、然ル上_者右一件ニ付、重而双方申分

無御座熟談内済仕、偏ニ 御威光_与難有

仕合ニ奉存候、依_而者右一件ニ付双方より御願筋

毛頭無御座候、為後日済口証文差上候所仍而如件

足、又夫々請取之勘定合之儀何ニ付申分聊

文政元寅年

十月

橋樹郡神奈川青木町
訴訟人 百姓

同所枝郷三ツ沢
百姓次郎八煩二付
同 代父 五郎兵衛

右同断

資料番号十三 「借用申金子証文之事」 弘化二年八月（1845年）

借用申金子証文之事

一、金六両也

右者此度無拠要用之儀二付、貴殿方にて書面之

金子借用仕、只今不残慥ニ請取申処実正也、利足之儀者、壱ヶ年ニ金弐分ト銀三匁七分五りんツヽ無相違

御渡し可申候、勿論返済金之儀者來ル未ノ極月迄

急度相済可申候、為後日借用証文加判ヲ以入置

申処仍而如件、

弘化二歳

巳ノ八月

三ツ沢借主

同所

同加判人

武兵衛印
八左衛門印

忠兵衛殿

大貫次右衛門様
御役所

同年 同同 同百姓 同同 同同 同同 同同 同組頭 同同 同百姓 同間屋 同名主
寄 代

外連印之者 同同立人 同同相手

市善政利庄平八吉所重文清与彦才源 重孫清清源
兵四次 右右左左右 兵五兵 兵三兵 兵兵兵九太左衛
衛郎郎門門門衛門衛郎衛市衛郎衛 衛衛衛郎門

乍恐以書付奉願上候

武州橘樹郡神奈川宿之内青木町百姓九郎右衛門

伴庄蔵義、当二月十八日夜、同町百姓八左衛門伴

伴庄蔵義、当二月十八日夜、同町百姓八左衛門伴

太次郎其外之もの共与口論および、右庄蔵

疵請候段訴上候ニ付、御檢使御出役御越、疵所

御見分御坐候処、同人義左右脇腹二切疵五ヶ所

右人差指二同疵壳ヶ所有之療養被

仰付置候上、太次郎御引立被成候処、庄蔵疵所

追々平愈致し候ニ付、一件引合之もの共ヲも

一同御呼出し御吟味御坐候処、八左衛門次男

又五郎義、右八左衛門分家宿内百姓武兵衛娘

すと密通致し候由御坐候処、武兵衛ハ右躰

分家之義ニも有之候間、穩便之取計致し度趣ニ而

宿内重兵衛媒人ニ相頼、又五郎ヲ婿養子ニ

貰請候積り夫々相談之上、去未十一月十七日

同人義すて与婚姻為致候処、翌十八日、右又五郎義

武兵衛方立出候但不立帰、所々尋申、又五郎義

八左衛門方江立戻候由ニ付、重兵衛より武兵衛心底ヲも

承り合候処、右ハ素より本分之間柄ニ而、右躰

一旦貰請候上之義ニも有之候間、八左衛門方ニ而

別段□□□□□候ハヽ、熟縁相成候様致し度故

申聞候間、重兵衛より夫々及懸合候得共、行届

兼候由ニ而前書庄蔵并百姓武左衛門・八五郎・

新兵衛・四郎兵衛・孫右衛門・庄右衛門伴藤次郎・

重兵衛伴三五郎義、右取扱ニ立入当二月十八日

八左衛門方江罷越同人江及懸合候処、其砌又五郎ハ

他行之由ニ而不取留挨拶而已致し捗取

兼候間、尚又同夜、右庄蔵外七人一同罷越

又五郎江面立致し度旨申聞候所、同人兄

太次郎并宿内百姓長八・喜三郎伴林蔵

居合、右三人不当之義申聞候付□取詰懸合

およひ候折柄、太次郎義、出刃庖丁ヲ以庄蔵江

切付ケ、長八・林蔵ハ棒ヲ以理不尽ニ打擲

致し為疵負候義之旨申立、太次郎外式人ハ

又五郎義武兵衛方江聟養子ニ差遣候処、同人方

家出致し其後立帰候手続ハ前書之者共

申立之候通相違無之候得共、又五郎義右躰

家出等致し候段ハ如何之所存ニ候哉難相分り

候間、得与心底承り糺候上、尚異見差加武兵衛江

相託候心得ニ而重兵衛江挨拶申延置候内

右十八日、庄蔵其外之もの共罷越、又五郎江

面会之義申聞候得共、折節同人他行致し候処

其段申断候処、尚又同夜大勢連立罷越

理不尽ニ家内江立入及乱妨、其砌八左衛門

女房はち不慎二而取□罷在右寝間近く

立騒ヰ候間、同人江怪我為致間敷与存、威之

ため太次郎義有合候出刃庖丁振廻し

候義二而長八・林蔵ハ其場ニ居合候得共、右

騒ニ逃出、庄蔵江為疵負候覺無之旨申立

双方申争ひ尚御吟味中之処、右ハ庄蔵外

七人之もの共義、八左衛門方江懸合罷越候節二

又五郎他行之趣申聞候間、太次郎其外之者共

申合セ押隠置候義与疑惑致し及懸合候より

互ニ言葉荒ニ相成終ニ口論与成立騒候砌

太次郎義母はち江怪我為致間敷与存、威ニ

出刃庖丁振廻し候節、庄蔵江当り疵所

出来候義二而長八・林蔵ハ取支ニ立入候迄二而

庄蔵江為疵負候義ニハ無之段夫々事物相分

併太次郎義、右躰卒忽ニ刃物等振廻し

候故庄蔵江為疵負候次第ニ至り候段ハ今更

心得違相弁前非後悔致し、同人江厚

相託、且前書八左衛門・武兵衛ハ畢竟平日申諭方

不行届故自然銘々体又ハ娘共身持不宜

既ニ又五郎義すて与密通致し候ヲ穩ニ

致し度とて婚姻等為致右躰如何之取計

致し候より事起り今般之次第二至り候段、右

八左衛門外壱人ハ勿論すても俱ニ恐入、庄蔵

憤りも相晴、尤同人疵所之義も聊ニ而最早
平愈致し、片論ハ勿論農業渡世之

差障不相成、一同無申分熟談相整候間、何卒

以

御慈悲、右一件御吟味是迄ニ而御下ケ切
被成下置度、以連印奉願上候、以上、

武州橘樹郡神奈川宿之内

青木町
字三ツ沢

嘉永元年四月日

百姓
九郎右衛門伴

百

庄

武左衛門

蔵

八五郎

新兵衛

郎

四郎兵衛

藤五

郎

孫右衛門

郎

重兵衛伴

右

右七人惣代

百姓

三五郎

郎

百姓

八左衛門

郎

百姓

同人伴

太次

百姓喜三郎伴
百姓喜三郎伴
百姓喜三郎伴

林藏煩二付代言
百姓

同九人

同人娘
宿役人惣代
組頭
長
武
兵
衛
八
藏

築山茂左衛門様
御役所

(前 欠)

候哉、武兵衛方無沙汰ニ立出、八左衛門方江立戻候間
熟縁之儀懸合および候得共、不行届候ニ付
取扱吳候様、当二月中、右三五郎親重兵衛
申聞候間、始末承糺候処、又五郎儀武兵衛娘
すて与蜜通いたし候趣も有之候処、重兵衛者
素より双方懇意柄之儀右始末承および右
武兵衛者八左衛門_与本分間柄之事故、穩便ニ
事済相成候様いたし度存、重兵衛立入媒人ニ
相成、去未十一月十七日、又五郎をすて与婚姻
取結賛養子ニ差遣候処、同人如何之心底ニ
候哉、翌十八日、武兵衛方無沙汰ニ立出不立戻由
同人方より為知越候ニ付、早速武兵衛方江罷越
様子承り合候処、差當別段子細者相分兼
候得共、又五郎儀今更すて与夫婦ニ相成候義
迷惑ニ存右躰家出いたし候義ニも可有之候得共
一旦縁談取結貰請候上之儀、殊ニ本分之
間柄ニ_而其儘ニ相成候_而者始終之ためにも
難相成、何れニも引戻異見差加熟縁相成候様
いたし度旨挨拶有之候間、又五郎行先尋申
八左衛門方江立戻候趣、是亦同人より申越候ニ付

熟縁之義右八左衛門江懸合およひ候得共、不取留
挨拶而已もいたし抄取兼候儀之旨重兵衛申聞

同人儀前書之次第庄蔵外七人江相頼候二付

右取扱立入、当二月十八日、八左衛門方江罷越

同人伴前書太次郎江右之趣夫々懸合およひ

候得共、是以不行届、然ル上者又五郎心底をも

得_与承り候ハ、品ニ寄_口不行届候義も可有之哉_与

尚亦同夜、右庄蔵外七人一同、八左衛門方江罷越

右之趣懸合およひ候処、折節宿内百姓

長八・喜三郎伴林蔵居合、太次郎一同_{二而}

不当之挨拶_{二而}申聞候上、同人義出刃庖丁ヲ以

庄蔵江為疵負、長八・林蔵_者棒を以理

不尽二打掛り候旨一同申立、太次郎外式人者

又五郎_{すて}蜜通_者およひ候を重兵衛立入

取扱、武兵衛方江聾養子ニ差遣候処、同人方

無沙汰ニ立出候手續_者前書之もの共同様

申立、其後又五郎儀八左衛門方江立戻候二付

右之趣武兵衛其外_江も申遣、八左衛門俱ニ太次郎儀

又五郎心底得_与承糺候処、前書之通、すて_与

蜜通_{よひ}候次第も有之候事故、無余儀一旦

聾養子_二者相成候得共、内実女房ニいたし候

心底無之事故、武兵衛方無沙汰ニ立出候得共

差当_イ方差支立戻候も以之外心得違

之儀而已申聞候間、嚴敷異見差加候得共

納得いたし兼候処、重兵衛より彼是申聞候二付

右之趣頭露ニも難申聞候□其内精々申論

武兵衛江託入候心得_{二而}品能重兵衛江挨拶いたし

申延至候内、右十八日、庄蔵其外之もの共罷越

又五郎江面会之儀申聞候得共、同人折節他行

いたし候ニ付、其段申断候処、尚亦同夜大勢建立

罷越、右庄蔵重立彼是声高ニ申劄立騒

難計体ニ付、太次郎儀有合候出刃庖丁を以

振廻し候紛庄蔵江疵付候義_{二而}長八・林蔵_者

其場ニ居合取支候迄_{二而}棒を以打掛り候義_{二者}

無之儀之旨申立、武兵衛娘_{すて}義又五郎_与

蜜通いたし重兵衛_{二立入}縁談取結、又五郎を

聾養子ニいたし候後、同人義_与風家出いたし

其後又五郎、八左衛門方江立戻候趣同人より申越

熟縁之義懸合申、今般之次第二至り候段_者

相違無之旨申立當時御吟味中之処、右庄蔵

其外之もの共八左衛門方江懸合ニ罷越候節、又五郎

他行之趣太次郎申聞候を全同人其外之もの共

申合押隠置候義_与存、庄蔵其外之もの共疑惑

いたし候より互ニ懸合方言葉荒ニ相成、終ニ口論

およひ立騒候砌、太次郎儀、有合候出刃庖丁ヲ以

振廻し候ニ付、右庖丁庄蔵江當り疵所出来
候義ニ而、其砌長八・林藏者取支ニ立入迄ニ有之

候旨事柄相分、併太次郎者右体卒忽ニ刃物等
振廻し庄蔵江為疵負、すて者又五郎与

蜜通いたし八左衛門・武兵衛者銘々倅又者娘共
身持不宜候ハ、得与異見差加取計方可有之処

前書重兵衛扱ニ任セ無筋之縁談取結同人并
庄蔵其外之もの共者右体無筋之取扱ニ立入候故
今般之次第二至り何れも心得違之取計ニ付

前非後悔いたし、已來すて者又五郎を

執心不致一同恐入、尤庄蔵疵之義も最早
平愈いたし、口論者勿論農業渡世之差障ニも
不相成上者一同申分無御座候間、何卒以

御慈悲、右一件御吟味是迄ニ而御下ケ切
被成下置度、連印を以奉願上候、已上、

当御代官所

武州橘樹郡神奈川宿之内
青木町字三ツ沢

百姓

九郎右衛門倅

築山茂左衛門様

御役所

百姓
武左衛門
四郎兵衛
孫右衛門

嘉永元年五月

新兵衛
庄右衛門倅
藤次郎
重兵衛倅
右七人惣代
三五郎
百姓
右
藤次郎
八左衛門
百姓
右
喜三郎
百姓
太次郎
百姓
同人倅
百姓
林藏
百姓
武兵衛
百姓
同人娘
百姓
右
重兵衛
百姓
宿役人惣代
組頭
庄
蔵
す
て

金子借用証書

但シ通用金札也

一、金拾五円也

武藏国橘樹郡青木町
字南三沢

一、金九拾弐円拾錢壹厘
武千四百八拾九番より

同反別壹反六畝拾六步、地券六枚

右者別紙本証書之通り地券ノ代価ヲ以貴殿江壳渡候処

今般示談之上□□上金与して金員正ニ請取候処

実正也、然ル上者右地所ニ付、苦情ケ間敷義毛頭

無御座候、依之上金請取添証書差入申処如件

右者今般要用義ニ付、貴殿方にて書面之
金子只今不残正ニ受取申処實正ニ御座候
尤トも返済之義者寅壱月より極月
迄、金拾五円ニ付式十五錢之割を以元利
共々急度返済可致候、万一相滯候ハ、
右ノ地券貴殿方江相渡し可申候、為後日
借用証々仍而如件、

明治十一年 壱月七日 借主
高埜武兵衛(印)

明治十三年第五月十七日

橘樹郡青木町

藤巻市郎兵衛同居

請取人 藤巻

藤次郎

藤次郎後見人

同右

藤次郎

保証人 藤巻市郎兵衛(印)

親類

保証人 間宮佐右衛門(印)

同右

高野八左衛門(印)

同右

高野八左衛門(印)

同都同町
高野八左衛門殿

(前 欠)

一札之事

一、我等儀、去丑八月中、貴殿母おすみとの誘引出
殊更、家出後、小兒迄致出生候程之始末、一言之
申訳ケ無之、今更後悔いたし帰住致度候間、
貴殿へ厚御詫申入候処、格別之御勘弁を以、おすみ殿
身分御引取被下候ニ付、帰住も相成忝存候、依之
小兒之義ハ、我等方江引請養育致候上者、貴殿
方江少も御損御苦勞等相掛ケ申間敷候、然ル上者以来
おすみとのへ対し、聊執心不相懸、貴殿御家内
者勿論、居屋敷内へも決而立入申間敷候、万
おすみとの身分、此上御勝手合ヲ以何方ニ落着
被暮候共、是又、遠慮致候様可仕候、若シ違犯
之儀も有之候ハ、何様ニも御申立可被成候、依之親類
加印一札入置申処如件、

寅五月十四日

當人
五郎兵衛

親類
五郎左衛門

印

同村

重兵衛殿

尤青木町船宿拾八人之外たて草壳買
仕候者無之、自然と船宿へ相附候商売之様ニ相成り
舟宿仲間も右十八人へ相極メ、たて草ニ准し
其外之売物炭薪等之商ひ物迄もしめ
壳同前高直ニ壳出候ニ付、旅籠屋并日々
相移り候軽キ者共ニ至而難儀仕候儀、所役人共

(前 欠)

御吟味御座候節、たて草助成之義者青木町御伝馬
惣百姓共御役相続之為ニも相成り候間、江戸
表より相願候通ニ被仰付候ハ、御伝馬役相勤候者
共相続之便りニ難成段申上候故、右願御取上
無之候得共、曾而以御役相続之助成ニ罷成不
申、畢竟江戸表請負ニ罷成候而者、所ニ有來リ
候物成を他之者江相渡し候義者、百姓共勝手
二不相成儀と評儀仕候ニ付、何れ尤之儀と
奉存所ニ住居仕候舟宿共之障りニ罷成り候ニ付
右之通申上候儀ニ御座候、其以後もたて草願之
儀所々より度々御願申上候間、其度々所役人
共江戸表へ罷出候節、右雜用之儀船宿共より
差出可申之所ニ百姓共江相懸り差出シ候ニ付
困窮之者共弥以致困窮迷惑ニ奉存候

18

乍存大勢之者共難儀をも不顧、猶又困窮

之百姓共を取立吳々可申勘弁無之、剩此度

□□願申上候儀を頭取仕候者在之候故、宿内及
驚倒候様ニ申立巧事相企候旨言上候段

乍恐難心得儀ニ奉存候、

一、右たて草之儀ハ、八年以前申年神奈川町より

御願申上候砌、役人共百姓方江為申聞候者、青木町

之助成へ可罷成義を神奈川町より御願申上

右町之徳用ニ相附候義者所困窮之基ニ而有之候

間、神奈川町之願ニ相障リ右徳用永々青木町

之助成ニ致置候ハ、未々百姓共方之助成ニ可

罷成儀与申聞候故、百姓共得心仕其節致連

判、当役所江差上ヶ申候得共、是迄青木町助

成ニ相成候義毛頭無之、此段役人共江相尋候得者

神奈河願ニ付壹ヶ年ニ金貳拾兩ツ、七ヶ年之間

右町へ合力可仕旨被仰付候間、右年賦過候迄

外所ニ相待、去寅年ニ而年賦相過當年ニ至候而も聊も

助成無御座候間、又候役人共方江度々相願候得共

何之挨拶不仕取上不申候、

一、右たて草売買之儀、前書ニ申上候通り、往古より船

宿十八人之者共計壳渡候筈之様ニ申候得共、十

八人之者共之儀ハ舟宿一色之家業ニ而、諸国より

入津之諸廻舟共船方之雜用其外諸色壳

賈之口銭廻船大小之差別ニより壹艘ニ付金

五両、或者八両宛取候て世渡仕、たて草商売之

儀舟宿ニ相附□商売与申儀ニハ無之、船宿

計之家業ニ而も大分之徳用御座候間、たて草

売買被召放候而も身上之痛ニ罷成候儀

決而無御座候、其証拠ニハ山田屋長右衛門与申

廻船水主船頭之雜用并諸色売買之

口銭を取、世渡仕候得共、田地式三拾石所持仕候

百姓より者暮シ方宜敷、是等之儀相考候得者

舟宿計之徳用も夥敷義ニ御座候、依之右船

宿仕候者共何れも不勝手成ル者無之縁者之

者迄も身上厚キ候者共故、右之内御伝馬百

性共自分之御役差支不申候間、外百姓之

御役勤兼候儀頓着不仕候ニ付、此度願書ニ

加印不仕候、拙者共儀者、青木町古來之

百姓共ニ而御座候得共、段々致困窮、旧年

持來り候田畠不殘質物ニ書入御役相勤

申候ニ付、田畠之作德者質入之方江相渡シ、漸々

居屋敷計地徳を以相勤候故、所役人共相掠メ

御役相続之儀を御願申上候而も却而巧事

之様ニ申立奥印も不仕候段、役人共心得違ひ

も有之候哉、此段難心得奉存候、前条ニ申上候

通り船宿一色之家業ニ而も内福ニ渡世仕候間

たて草之利徳、百姓方御救被成下候ハヽ相互

(後 欠)

資料番号二十 「(資料名不明)」 年代不明

此私方

一、金三百両 立馬百疋分勤金

一、金百両 步役百人勤金

一、金式拾五両三分 小役三拾壱人遠見金共

内、金式兩式分者馬役・歩役壱両壱分ツヽ助金

一、金九拾両 宿役人三拾人役料

一、金壱両三分 檢見大門間屋場屋敷

払高

五口合、五百拾七両式分

外二、六拾両着荷入用

差引残

金 七拾両壱分、永八拾三文三分

内、六拾両着荷入用

惣引残、拾両壱分、永八拾三文三分

一、御貸付御扶助金三百両

此利金四拾五両

金九両 馬買代金

金式拾四両 馬餌料

金拾式両 人足扶助

内、武両、永百八拾壱文八分壱厘八毛小役

九両三分、永六拾八文壱分八厘式毛歩行役

(注) たて草

「船食虫の駆除のために木造船の船底をあぶる

ときに燃やす草」(『日本国語大辞典 第二版』)

御送御状米

六拾弐俵三斗弐升

内、六俵長崎御用物歩行役相勤候ニ付引

五拾六俵三斗弐升

馬役人持送候ニ付、馬役江割合

一、問屋場壳ケ処之定

(後欠)

資料番号二十一 「差上申済口証文之事」 年代不明

差上申済口証文之事

一、武州橘樹郡神奈川領青木町名主・年寄・百姓共より同郡

神大寺村江相掛出訴申上候者、青木町より神大寺村与之境之儀者

往還道有之右道を境ニ仕候処、此度如何心得候哉、道を隔

青木町地内ニ有之候雜木、神大寺村ニ而理不尽ニ伐取、其上右場

所統ニ有之候死馬捨場共ニ神大寺村之由申候段、難心得奉存候

ニ付御吟味奉願上候旨 伊奈半左衛門様御添輸を以、去巳十二

月中當御役所様江青木町より御願申上候得者、則御差紙被下置奉

頂戴相手神大寺村江相付候ニ付、神大寺村より返答書を以御答申

上候ハ青木町申上候段不殘偽ニ而、前々より右往還道神大寺村ニ

而支配致來、青木町与神大寺村境之儀者右道を越江青木町之方ニ

うつき植有之うつきを先年より境ニ相守依而此度茂右

往還道橋普請等ニ雜木入用ニ付右場所ニ而伐取申候依而者

(後欠)

差上申済口証文之事

武州橘樹郡神奈川宿青木町枝郷

始末村内組頭九郎右衛門方江申出候ニ付、私義同人方江被呼寄
仮令家替相続之書付無之候ても婚姻相整

三ツ沢百姓五兵衛より同所組頭九郎右衛門

外九人江相掛難渋出入奉出訴、当月

十二日之御差日御差紙頂戴相附候処

相手方ニ而度夫々返答書差上追々

吟味可奉請候処、扱人立入御日延奉

願上示談之上、右出入内済熟談仕候中

趣意左奉申上候、

一、右出入双方得与懸合候処、組頭役之義

五ヶ年以前午年出入済口儀定之通り

仕來り候得共、猶又相改以來之義ハ郷中

(後 欠)

いたし候由媒人重兵衛より申聞、就而者婚姻之義も
相延候様申聞候間、何れニも武兵衛方都合宜時節迄
相待候旨及挨拶至候処、同十一月中被罷成同月
十七日者日柄も宜候間、同日婚姻取結候旨是亦
重兵衛より申聞、則同夜又五郎を武兵衛方聟

養子ニ差遣婚姻相整候義之処、翌十八日又五郎義

宿内迄用向有之罷出候様申聞武兵衛方立出候但

不立戻由承知仕、尤同日者私義村内親類方ニ

葬式有之罷出留主中ニ候処、尚翌十九日ニ至り候而も

又五郎義不立戻由ニ付驚入、媒人者勿論親類

組合迄相頼所々相尋候内、日數十六七日も相過

村内□□百姓喜三郎倅林蔵儀、東海道藤沢宿ニ而又五郎を

見当可連戻仕成候処、村方江立戻候而者諸方江

申訳無之候間、強而被引戻候ハ、入水仕可相果覺悟二

候杯申聞候間、無余儀又五郎身分者同宿旅籠屋二而名前

不存米屋与申もの方江

相預ケ度、林藏義立戻始末申聞候間、早速相談之上、同人并

媒人重兵衛□人二而尚亦藤沢宿江罷越漸申□

林藏親喜三郎方迄連戻、私義又五郎江

面会始末得与承合候処、最初者婚姻之夜すてより

恥辱を受候間家出仕候杯不取留事共申聞候得者

再応□□承合候ニ付□者同人与蜜通之訳も

有之義利合二迫賛養子之義一旦納得者いたし

候得共、同人義五骸不具成ものニ逆も生涯可逐添

心底無之候得共、蜜通之訳等も有之難及断候間

義利合二迫、贊養子之様一旦納得者いたし候得共

右之訳柄二而難有居左候逆、実家江立戻候而者

尚更難相済義与存、家出いたし候義之旨申聞候間

右者心得違之旨精々申諭候得共、若氣之もの

一途二外聞を厭ひ存込候様子二而無駄二武兵衛方江

差戻候ハ、何様之義可仕出も難計候間、追々

異見差加、納得為致候上二而同人方江差戻候様いたし度存

又五郎義も當分□□郎方江相預ケ度候得共、右之訳武兵衛方江

顕二も難申聞候間、媒人重兵衛迄不能申込度追々

異見差加罷在候内、月迫および候間、又五郎分

私方江引取、尚精々申諭罷在候内行違□□

当二月□□日夜、今般之一件ニ付大勢之

もの私方江罷越没難および候ニ驚候哉、又五郎義

同夜より家内ニ不相見候ニ付、精々相尋候得共、今以

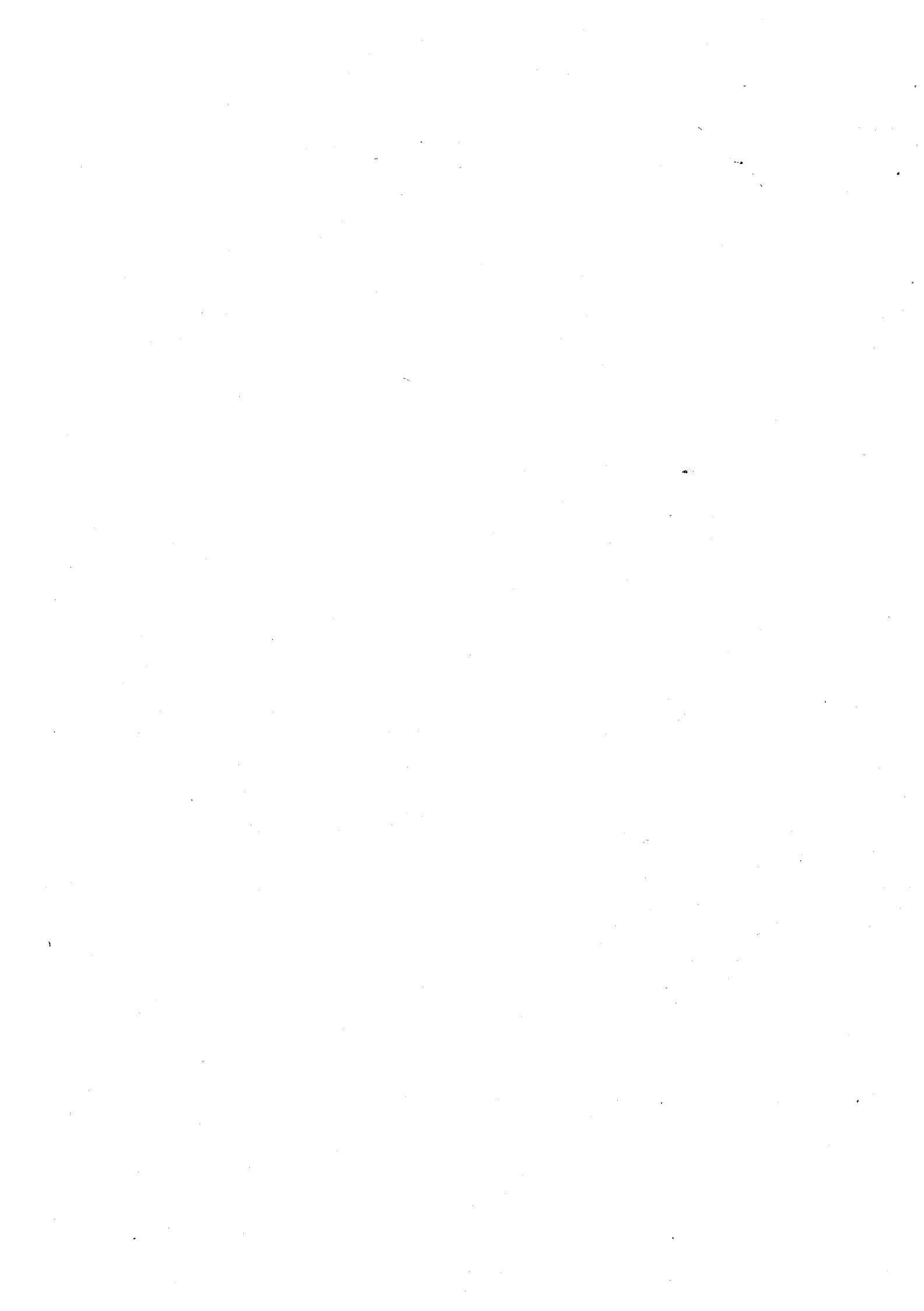
行方不相知義ニ御坐候

右御尋ニ付相違不奉申上候、已上



○卷末資料 地券目録

| no. | 所在 | 所有者 | 地目 | 段別 | 地価 | 地租 | 発行者 発行年月日 | 裏書人 |
|-----|-------------------------|-------------------------|----|-------------|----------|---------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 1 | 武藏国橘樹郡青木町 2268番字南三沢 | 高野八左衛門 (同国同郡同町) | 畠 | 1段8畝 29歩 | 32円44銭4厘 | 97銭3厘 (明治10 年より81 銭1厘) | 神奈川県 明治13.2.12 | |
| 2 | 武藏国橘樹郡青木町 2494番字南三ツ沢 | 藤巻藤次郎 (同国同郡同町) | 田 | 2畝5歩 | 7円58銭7厘 | 19銭 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治13.4.25 | 高野八左衛門 明治13.5.17 |
| 3 | 武藏国橘樹郡青木町 2495番字南三ツ沢 | 藤巻藤次郎 (同国同郡同町) | 田 | 3畝歩 | 10円50銭6厘 | 26銭3厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治13.4.25 | 高野八左衛門 明治13.5.17 |
| 4 | 武藏国橘樹郡青木町 2489番字南三ツ沢 | 高野八左衛門 (同国同郡同村) | 田 | 4畝1歩 | 14円12銭5厘 | 35銭3厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治13.5.17 | |
| 5 | 武藏国橘樹郡青木町 2493番字南三ツ沢 | 高野八左衛門 (同国同郡同町) | 田 | 2畝24歩 | 9円80銭6厘 | 24銭5厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治13.5.17 | |
| 6 | 武藏国橘樹郡帷子町 2372番字三本松 | 高野八左衛門 (同国同郡青木 町) | 田 | 3畝8歩 | 13円58銭4厘 | 34銭 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治16.4.25 | |
| 7 | 武藏国橘樹郡帷子町 2373番字三本松 | 高野八左衛門 (同国同郡青木 町) | 田 | 2畝26歩 | 11円92銭1厘 | 29銭8厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治16.4.25 | |
| 8 | 武藏国橘樹郡帷子町 2374番字三本松 | 高野八左衛門 (同国同郡青木 町) | 田 | 3畝歩 | 10円50銭6厘 | 26銭3厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治16.4.25 | |
| 9 | 武藏国橘樹郡帷子町 2375番字三本松 | 高野八左衛門 (同国同郡青木 町) | 田 | 2畝23歩 | 9円68銭9厘 | 24銭2厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治16.4.25 | |
| 10 | 武藏国橘樹郡帷子町 2368番字三本松 | 高野八左衛門 (同国同郡青木 町) | 田 | 1畝24歩 | 7円48銭5厘 | 18銭7厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治20.5.2 | |
| 11 | 武藏国橘樹郡帷子町 2370番字三本松 | 高野八左衛門 (同国同郡青木 町) | 田 | 2畝15歩 | 10円39銭7厘 | 26銭 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治20.5.2 | |
| 12 | 武藏国橘樹郡帷子町 2371番字三本松 | 高野八左衛門 (同国同郡青木 町) | 田 | 3畝23歩 | 15円66銭4厘 | 39銭2厘 | 神奈川県 (郡長・松尾 豊材) 明治20.5.2 | |



武藏国橘樹郡神奈川宿青木町枝郷三ツ沢山田家文書

発行日 平成十六年七月二十日

編集 横浜市神奈川図書館

発行 横浜市神奈川図書館

横浜市神奈川区立町二十番地一

電話 ○四五(四三四)四三三九

